

○筑紫女学園大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成26年10月1日

規程第3号

最近改正 平成28年3月31日

この規範は、筑紫女学園大学（以下「本学」という。）において、本学教職員が公的研究費を使用する上で遵守すべき指針を明らかにするものである。

- 1 教職員は、公的研究費の使用に当たり、当該費用の配分機関が定める規則及び本学が定める規則等並びにその他関係する法令・通知等を遵守するとともに、本学の教職員として常に説明責任を果たすものとして行動する。
- 2 教職員は、公的研究費の原資が国民の税金で賄われていることを常に認識し、研究者においては計画的・効率的な研究費の使用に努め、事務職員においては適正に管理し、不適切な使用がないようにする。
- 3 研究者は、個人の自由な発想に基づく研究によって採択された研究課題であっても、研究費管理については、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。
- 4 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
- 5 教職員は、公的研究費の不適切な使用が、当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に深刻な影響を与えることを自覚し、公的研究費の使用に関する不正防止計画をふまえて行動する。

附 則

この規範は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規範は、平成28年4月1日から施行する。